

令和3年度採用

寄宿舎指導員選考検査問題

専門教養

【解答例】

解答時間 10時35分 ～ 12時05分(90分)
(含 一般教養)

*	*
---	---

受検番号	氏 名	*

*印欄は記入しない。

1 次の各文は、法令の条文である。(1),(2)の法令名を解答欄に記せ。また、(A)~(F)に当てはまる語句を解答欄に記せ。

(1)

第一条 教育は、(A)を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた(B)とともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

学校教育法

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に(C)を加えることができる。ただし、(D)を加えることはできない。

(2)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、(E)の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように(F)運動をしてはならない。

(1)	教育基本法	(2)	地方公務員法
-----	-------	-----	--------

2点×2問=4

(A)	人格の完成	(B)	心身	(C)	懲戒
(D)	体罰	(E)	上司	(F)	勧誘

1点×6問=6

計10点

2 次の(1)～(5)の文は、学校教育法施行規則の条文の一部である。正しいものに○を、間違っているものに×をつけよ。

(1) 第二百二十三條

寄宿舎指導員の数は、学校に在籍する児童等の数を六で除して得た数以上を標準とする。

(2) 第二百二十四條

寄宿舎を設ける特別支援学校には、寮務主任及び舎監を置かなければならない。

(3) 第二百二十四條 3

寮務主任及び舎監は、教諭又は寄宿舎指導員をもつて、これに充てる。

(4) 第二百二十四條 4

寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(5) 第二百二十四條 5

主任寄宿舎指導員は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童等の教育に当たる。

(1)	×	(2)	○	(3)	×
(4)	○	(5)	×	各2点×5問=10点	

3 特別支援学校の教育の対象となる障害者の障害の程度は、学校教育法施行令第二十二
 条の三に掲げられた次の表に示されている。表中の（A）～（J）に当てはまる語句をそ
 れぞれ解答欄に記せ。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね（ A ）未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、（ B ）等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね（ C ）デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の（ D ）を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に（ E ）を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への（ F ）が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても（ G ）、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の（ H ）的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は（ I ）規制を必要とする程度のもの 二 身体（ J ）の状態が継続して（ I ）規制を必要とする程度のもの

（A）	0.3	（B）	拡大鏡
（C）	60	（D）	話声
（E）	援助	（F）	適応
（G）	歩行	（H）	医学
（I）	生活	（J）	虚弱

各2点×10問＝20点

4 次の(1)～(5)の説明文に最も関係する語句を下の(ア)～(コ)から一つ選び記号を解答欄に記せ。

(1) 鼓膜や耳小骨など、音を振動の形で伝える機構の障害。

(2) 物事の全体像の把握が苦手な自閉症の特徴であり、事物のある一つの要素だけに、常に同様に反応することや、ある一つの要素でしか物事を捉えていない状態。

(3) 妊娠初期に何らかの原因で胎児の脊椎骨の形成が阻害され、脊椎管の後部が開いたままの状態となり、脊髄がはみ出して腰部の瘤(こぶ)となって現れる疾患。出産直後に閉鎖縫合手術を行うが、術後も失われた神経機能は回復しないため、下肢の運動まひ、皮膚感覚の欠如、尿意欠損した排尿困難が残る。

(4) 自分で話したい内容が明確にあるにもかかわらず、また構音器官のまひ等ないにもかかわらず、話そうとするときに、同じ音の繰り返しや、引き伸ばし、声が出ないなど、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態。

(5) 児童の心身を正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による性的虐待等の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

(ア) エコラリア (イ) 筋ジストロフィー (ウ) 吃音 (エ) 選択制かん黙
 (オ) 二分脊椎症 (カ) 感音難聴 (キ) 伝音難聴 (ク) ネグレクト
 (ケ) シングルフォーカス (コ) モンスターペアレント

(1)	(キ)	(2)	(ケ)	(3)	(オ)
(4)	(ウ)	(5)	(ク)	各2点×5問=10点	